

地域生活支援給付費支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

蒲郡市地域生活支援事業実施要綱第10条の規定に基づき地域生活支援給付費の支給について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用者負担上限月額	月額 円		

サービスの種類	支援の内容	サービスの種類	支援の内容
移動支援		日中一時支援	
地域活動支援センター		経過的デイサービス	
特記事項			

・不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に蒲郡市長に対し異議申立てをすることができます。なお、異議申立てをした場合には、蒲郡市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることもできます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 蒲郡市役所